

お知らせ

募集や案内などさまざまな情報をお届けします



内子町役場 (0893) 44-2111
内子分庁 (0893) 44-2112
小田支所 (0892) 52-3111



内子町ホームページ
http://www.town.uchiko.ehime.jp/

お知らせ

内子町社会福祉協議会 葬祭事業廃止のお知らせ

内子町社会福祉協議会(社協)では、22年3月末日をもって葬祭事業を廃止します。

近年は、住宅事情や過疎化・高齢化などの影響によって自宅での葬儀を行うことが少なくなり、民間葬儀社の利用が増加しています。このため、社協の葬祭事業は利用件数が減り、大きな赤字事業となっていました。

社会福祉法人が行う収益事業は、利益を地域に還元して地域福祉推進に役立てることが前提であり、需要とサービスの両面を考慮する必要があります。このため、理事会および評議員会で協議した結果、葬祭事業の廃止を決定しました。

●近年の葬祭事業の利用状況

▽19年度

死亡者数286人、利用件数9件
53万9千466円の赤字

▽20年度

死亡者数279人、利用件数11件
40万6千788円の赤字

▽21年度(7月末現在)

死亡者数76人、利用件数3件

【問い合わせ】

内子町社会福祉協議会
☎(0893)44-3820

2009年新市町村振興 オータムジャンボ宝くじ

●発売期間

9月28日(月)～10月16日(金)

●抽選日

10月23日(金)

●賞金

1等1億5千万円×13本、前後賞11各2千5百万円、2等11千円×1300本、3等11百円×1,3000本

●発売元

全国都道府県

※この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉の向上のために使われます。

●障害者の皆さんへ NHK放送受信料の減免制度をご存じですか

障害者手帳を持っている人は、申請により、障害内容や所得状況に応じてNHK放送受信料の全額または半額が減免される場合があります。

●対象

◎全額免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が町民税非課税の場合

◎半額免除

下記の障害者手帳等級のいずれかを持っている人で、NHK放送受信料契約者かつ世帯主の場合

- ①身体障害者手帳の障害が視覚障害または聴覚障害の人
- ②身体障害者手帳の総合等級が1級または2級の人
- ③療育手帳の程度がAの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の人

●申請に必要なもの

障害者手帳・印鑑

●申請場所

- ・内子町役場 住民福祉課 保健福祉班
- ・内子分庁 内子総合窓口センター
- ・小田支所

【問い合わせ】

NHK視聴者コールセンター
☎(0570)077-077

受信料が全額免除の人は、総務省より、地上デジタル放送を見るための簡易なチューナーの給付などの支援を受けられる場合があります。(すでに地上デジタル放送を視聴している世帯は対象外)

支援は現物給付です。自身で購入したチューナーやアンテナなどの費用の精算はできませんのでご注意ください。

【問い合わせ】

総務省 地デジコールセンター
☎(0570)07-0101

えひめ県民手帳が 発行されます

愛媛県統計協会では、県内の行政区画図や主要統計、観光地図などを掲載したスケジュール帳「えひめ県民手帳」の22年度版の予約を開始しました。

●規格

・縦150ミリ×横80ミリ

・3分冊(日記編、資料編、住所録)の差し込み式

●主な内容

▽日記編 週間ダイアリー、愛媛県行政区画図、行事予定、愛媛の観光マップなど

▽資料編 (資料) 愛媛県の地勢、人口などの主要統計など、(名簿)

職場のトラブルなど 労働局へご相談ください

解雇、賃下げ、嫌がらせなど、職場のトラブルで悩んでいますか。愛媛労働局では無料で相談などを受け付けています。経営者従業員、どちらからでも利用できます。気軽にご相談ください。

●総合労働相談

法令や判例に基づき、必要な情報提供やアドバイスを行います。秘密は厳守します。

●紛争解決制度

当事者同士の判断で労使紛争を解決できるよう、考え方や道筋の

助言や、弁護士など専門家によるあっせんや合意・和解に導くなど、必要な援助を行います。

【相談・問い合わせ】

愛媛労働局 総務部 企画室
☎(089)935-5208
八幡浜総合労働相談コーナー
八幡浜市江戸岡1-1-10(八幡浜労働基準監督署内)
☎(0894)22-1750

自賠責保険・共済の 有効期限切れにご注意

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償

を目的として、自動機付き自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です。

四輪車はもちろん、特に車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付き自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

なお、自賠責制度の詳しい内容はホームページをご覧ください。
http://www.jibai.jp

【問い合わせ】

四国運輸局 愛媛運輸支局
☎(089)956-1563

税金 ミニ知識 ②

町県民税Q & A ～よくある質問～

Q1 昨年10月に退職し、再就職していないのに、今年度の町県民税の納税通知が6月に送られてきました。どうしてですか。

A1 町県民税は前年1年間の所得に対して課税されるため、昨年1月～10月までの給与所得に対して町県民税が課税されます。

Q2 21年3月30日に転出したのに、6月に内子町から21年度町県民税の納税通知が送られてきました。どうしてですか。

A2 町県民税は、その年の1月1日に住民登録のあった市町村で課税されるため、21年度の町県民税は内子町に納付することになります。

Q3 現在は〇〇町に住んでいますが、住民登録は内子町のままになっています。町県民税はどちらで課税されるのですか。

A3 町県民税は、その年の1月1日に住民登録のあった市町村で課税することが原則です。しかし住民登録が無くても、生活の本拠があると確認できた場合は、その市町村に住所があるとみなして課税されることがあります。

Q4 父が3月に亡くなりましたが、6月に町県民税の納税通知書が送られてきました。納めなくてはならないのですか。

A4 町県民税は1月1日が賦課基準日になっているため、その後亡くなった人にも前年の所得に対して課税され、相続人が納付することになります。ご理解をお願いします。

Q5 給与から町県民税が天引き(特別徴収)されていましたが、8月に退職しました。町県民税はどうなるのですか。

A5 特別徴収ができなくなるため、普通徴収(個人納付)となります。後日、役場から納付書などを送付します。なお手続きは勤務先が行います。(1月～4月末までに退職した場合や、本人の希望があった場合は、給与・退職手当などから事業所で一括して徴収します)

【問い合わせ】住民福祉課 税務班 住民税係
☎(0893)44-2111